

令和7年度渋川市居住誘導区域定住促進事業補助金交付要領

令和7年4月1日から適用

本補助金の交付目的、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	市は、持続可能な集約型の都市構造を実現するため、居住誘導区域において住宅等を取得する市民に対し、予算の範囲内において、補助金を交付します。
内容	<p>補助対象者は、次に掲げる条件を満たす者です。</p> <p>(1) 補助金の交付の対象となる事業計画である旨の認定を受けている者</p> <p>(2) 補助の対象となる住宅等（以下「補助対象住宅等」という。）の所有者（補助対象住宅等が共有名義のものである場合は、当該共有者の内から選任された1人）</p> <p>(3) 補助対象住宅等の所在地において住民登録を行い、当該住民登録地を生活の本拠としている者</p> <p>(4) 本市に住民登録をした日（補助対象住宅等の建替えのため、1年に満たない期間で市外へ転出していた者にあつては、転出前の本市に住民登録をした日）から2年が経過している者</p> <p>(5) 補助対象住宅等の取得に伴い、市の助成金等の交付を受けていない者（補助対象住宅等が共有名義のものである場合は、その全ての者が受けていないこと。）</p> <p>(6) 市税を滞納していない者</p> <p>(7) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員でない者</p> <p>補助対象住宅等は、次に掲げる条件を満たす住宅等です。</p> <p>(1) 居住誘導区域内に所在し、玄関、台所、便所、浴室及び居住の用に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以上のもの</p> <p>(2) 不動産売買により取得する補助対象住宅等は、売主が宅地建物取引業者である又は宅地建物取引業者が仲介したものの</p> <p>(3) 増築により取得する補助対象住宅等は、増築部分の床面積が50平方メートル以上のもの</p> <p>補助金の額は、20万円とします。</p> <p>ただし、次の各要件に該当する場合は、補助金の額に当該要件に定める額を加算するものとし、当該加算する額は、40万円を限度とします。</p> <p>(1) 若者加算 補助対象者又は配偶者等が30歳以上4</p>

<p>交付金額</p>	<p>0歳未満の場合は5万円、30歳未満の場合は10万円</p> <p>(2) 子育て加算 補助対象者と同一世帯に15歳以下の子どもがいる場合は1人につき5万円</p> <p>(3) 区域外加算 認定申請の日における住民登録地（補助対象住宅等の建替えのため、住民登録地を変更した場合は、変更前の住民登録地）が居住誘導区域外の場合は5万円</p> <p>(4) 地区加算 補助対象住宅等の所在地が居住誘導区域の渋川市役所周辺・渋川駅周辺の場合は10万円</p> <p>(5) ハザード加算 認定申請の日における住民登録地（補助対象住宅等の建替えのため、住民登録地を変更した場合は、変更前の住民登録地）が災害レッドゾーンの場合は10万円</p> <p>(6) 耐震加算 補助対象住宅等が住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第3条第1項に規定する日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1-1耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）について等級2以上又は同表1-3その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）について免震建築物である場合は10万円</p>
<p>予算額</p>	<p>この補助金の事業全体の補助限度額は、850万円です。限度に達した時点で受付を終了します。</p>
<p>交付手続等 認定申請の方法、 時期等</p>	<p>補助対象住宅等の請負契約又は売買契約締結日の前日までに、渋川市居住誘導区域定住促進事業補助金事業計画認定申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、都市政策課へ書面にて申請してください。</p> <p>(1) 補助対象住宅等の案内図及び各階平面図</p> <p>(2) 補助対象住宅等取得の費用に係る見積書の写し</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p> <p>【注】窓口にて本人確認を行いますので、本人確認書類を持参してください。</p>
<p>事業計画の認定の 時期等</p>	<p>申請のあった日から14日以内に事業計画の認定の可否について決定します。</p> <p>補助金の認定又は不認定を決定したときは、渋川市居住誘導区域定住促進事業補助金事業計画認定（不認定）通知書（様式第2号）により通知します。</p>
<p>認定計画の中止</p>	<p>認定計画を中止しようとするときは、渋川市居住誘導区域定住促進事業補助金認定計画中止届出書（様式第3号）を提出し</p>

	<p>てください。</p>
認定計画の取消し	<p>次の場合は、認定が取り消されます。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により事業計画の認定を受けたとき。</p> <p>(2) 認定の通知を受けた日から2年を経過する日までに交付申請を行わなかったとき。</p> <p>(3) この要領の規定に違反したとき。</p> <p>(4) その他市長が認定を取り消すべき事由があると認めたとき。</p> <p>認定を取り消したときは、渋川市居住誘導区域定住促進事業補助金認定計画取消し通知書(様式第4号)により通知します。</p>
交付申請の方法、時期等	<p>補助対象住宅等の所有権保存登記又は所有権移転登記に関する受付年月日から6か月以内に、渋川市居住誘導区域定住促進事業補助金交付申請書(様式第5号)に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、都市政策課へ書面にて申請してください。ただし、補助対象住宅等が共有名義であるときは、共有者のうち1人を申請者としてください。予算額に達した時点で申請の受付を終了します。</p> <p>(1) 世帯全員の住民票の写し(補助対象住宅等の所在地において住民登録をしたもの)</p> <p>(2) 市税の未納額がないことの証明書(完納証明書等)又は賦課されていないことの証明書(非課税証明書等)</p> <p>(3) 補助対象住宅等に係る不動産の登記事項証明書(所有権保存登記又は所有権移転登記を完了したもの)</p> <p>(4) 補助対象住宅等の工事請負契約書、売買契約書等の写し</p> <p>(5) 戸籍全部事項証明、パートナーシップ宣誓書受領証等の写し(配偶者等を対象とした若者加算を受ける場合に限る。)</p> <p>(6) 補助対象住宅等の案内図及び各階平面図(認定申請時から変更があった場合に限る。)</p> <p>(7) 渋川市居住誘導区域定住促進事業補助金共有名義者同意書(様式第6号)(共有名義である場合に限る。)</p> <p>(8) 補助対象住宅等が耐震等級2以上又は免震建築物であることを確認できる次のいずれかの書類の写し(耐震加算を受ける場合に限る。)</p> <p>ア 品確法に基づく建設住宅性能評価書又は設計住宅性能評価書</p>

	<p>イ 独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書又は現金取得者向け新築対象住宅証明書</p> <p>ウ 長期優良住宅の認定申請の際に使用する技術的審査適合証又は長期使用構造等である旨の確認書</p> <p>エ 認定通知書など長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に基づく認定書類、設計内容説明書等</p> <p>オ その他耐震等級2以上又は免震建築物であることを証明した書類</p> <p>(9) その他市長が必要と認める書類</p>
交付決定、確定の時期等	<p>申請のあった日から14日以内に交付決定をします。</p> <p>補助金の交付を決定したときは、渋川市居住誘導区域定住促進事業補助金交付決定兼確定通知書（様式第7号）により通知します。</p>
請求の方法、支払時期等	<p>渋川市居住誘導区域定住促進事業補助金請求書（様式第8号）に渋川市居住誘導区域定住促進事業補助金交付決定兼確定通知書の写しを添えて、請求してください。</p> <p>提出された請求書に基づき、請求日から30日以内に支払います。</p>
交付決定の取消し又は補助金の返還	<p>次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>交付決定を取り消したときは、渋川市居住誘導区域定住促進事業補助金交付決定取消し通知書（様式第9号）により通知します。</p> <p>次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。</p> <p>(1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合は、取消しに係る部分の金額</p> <p>補助金の返還を命じるときは、渋川市居住誘導区域定住促進事業補助金返還命令書（様式第10号）により通知します。</p>
	<p>渋川市居住誘導区域定住促進事業補助金事業計画認定申請書（様式第1号）</p> <p>渋川市居住誘導区域定住促進事業補助金事業計画認定（不認定）通知書（様式第2号）</p> <p>渋川市居住誘導区域定住促進事業補助金認定計画中止届出書（様式第3号）</p> <p>渋川市居住誘導区域定住促進事業補助金認定計画取消し通知書</p>

	申請書等の様式	<p>(様式第4号)</p> <p>渋川市居住誘導区域定住促進事業補助金交付申請書(様式第5号)</p> <p>渋川市居住誘導区域定住促進事業補助金共有名義者同意書(様式第6号)</p> <p>渋川市居住誘導区域定住促進事業補助金交付決定兼確定通知書(様式第7号)</p> <p>渋川市居住誘導区域定住促進事業補助金請求書(様式第8号)</p> <p>渋川市居住誘導区域定住促進事業補助金交付決定取消し通知書(様式第9号)</p> <p>渋川市居住誘導区域定住促進事業補助金返還命令書(様式第10号)</p> <p>渋川市居住誘導区域定住促進事業補助金委任状(様式第11号)</p>
	その他	<p>代理人に手続を委任する場合は、渋川市居住誘導区域定住促進事業補助金委任状(様式第11号)を提出してください。</p>
	取扱担当課	<p>渋川市役所都市政策課(第二庁舎)</p> <p>電話 0279-22-2073(直通)</p> <p>0279-22-2111(内線4791)</p> <p>メールアドレス toshi-sei@city.shibukawa.gunma.jp</p>